

第 1 回

# 新宿区障害者施策推進協議会

平成25年8月5日（月）

新宿区福祉部障害者福祉課

午後 3時00分開会

○障害者福祉課長 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

第1回の新宿区障害者施策推進協議会、第8期目の1回目でございます。よろしくお願いいたします。

初めに委嘱式を行います。私、前半の司会の進行を務めさせていただきます障害者福祉課の西方でございます。よろしくお願いいたします。

では、中山区長より委員の皆様へ委嘱状をお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お名前を申し上げます。よろしくお願いいたします。

秋山郁子様。

○区長 委嘱状、秋山郁子様。新宿区障害者施策推進協議会委員を委嘱します。期間、平成25年7月23日から平成27年7月22日まで。平成25年7月23日、新宿区長、中山弘子。

どうぞよろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 よろしくよろしくお願いいたします。

続きまして、浅井紀子様でございます。

○区長 委嘱状、浅井紀子様。以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 続きまして、安藤節子様です。

○区長 委嘱状、安藤節子様。以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 飯田裕美様です。

○区長 委嘱状、飯田裕美様。以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 続きまして、小見顕様です。

○区長 委嘱状、小見顕様。以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 続きまして、片岡玲子様です。

○区長 委嘱状、片岡玲子様。以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 障害者福祉課長 続きまして、加藤玲様です。
- 区長 委嘱状、加藤玲様。以下同文ですので、省略させていただきます。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 障害者福祉課長 続きまして、金子美和様です。
- 区長 委嘱状、金子美和様。以下同文ですので、省略させていただきます。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 障害者福祉課長 続きまして、志岐弘之様です。
- 区長 委嘱状、志岐弘之様。以下同文ですので、省略させていただきます。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 障害者福祉課長 島田泰介様です。
- 区長 委嘱状、島田泰介様。以下同文ですので、省略させていただきます。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 障害者福祉課長 続きまして、助川卓行様です。
- 区長 委嘱状、助川卓行様。以下同文ですので、省略させていただきます。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 障害者福祉課長 続きまして、高木真一様です。
- 区長 委嘱状、高木真一様。以下同文ですので、省略させていただきます。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 障害者福祉課長 高畑隆様は、本日、所用により欠席です。  
続きまして、友利幸湖様です。
- 区長 委嘱状、友利幸湖様。以下同文ですので、省略させていただきます。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 障害者福祉課長 続きまして、久田光子様です。
- 区長 委嘱状、久田光子様。以下同文ですので、省略させていただきます。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 障害者福祉課長 続きまして、平澤和夫様です。
- 区長 委嘱状、平澤和夫様。以下同文ですので、省略させていただきます。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 障害者福祉課長 益子茂様です。
- 区長 委嘱状、益子茂様。以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○障害者福祉課長 続きまして、村川浩一様です。

○区長 委嘱状、村川浩一様。以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○障害者福祉課長 続きまして、吉田淳子様です。

○区長 委嘱状、吉田淳子様。以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○障害者福祉課長 続きまして、力武義之様です。

○区長 委嘱状、力武義之様。以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○障害者福祉課長 続きまして、金子禎男様です。

○区長 委嘱状、金子禎男様。以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○障害者福祉課長 天方宏純様は、本日、体調が悪く、お休みです。

続きまして、春田文夫様です。

○区長 委嘱状、春田文夫様。以下同文ですので、省略させていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○障害者福祉課長 以上でございます。

それでは、委員の委嘱に当たりまして、中山区長より御挨拶を申し上げます。

よろしくお願ひします。

○区長 皆様、改めまして、こんにちは。区長の中山弘子でございます。

本日は、御多忙のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、新宿区障害者施策推進協議会委員をお引き受けいただきまして、心から感謝申し上げます。

これからの2年間、皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

皆様には、既に御存じのように、ここ数年来、障害者を取り巻く状況は大きく変化をしております。平成18年度に施行された障害者自立支援法は、この4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と名称を変更し、新たな対象者に難病患者が加わるなどの改正が行われました。また、5月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、障害者基本法に規定された差別の禁止が遵守されるための具体的な措置等が定められました。区や地方公共団体、事業者の責務も明確化され、社会的障壁の

除去の実施がより具体的に進められることになりました。

一方、新宿区では、昨今の区財政の厳しい状況のもとであっても、区民が安全に安心して暮らせるまちづくりをたゆむことなく進めていくことが重要と考え、現在、第3期新宿区障害福祉計画に基づく障害者施策、障害福祉サービスを推進しております。さらに、さらなる障害者施策の充実を図るために、来年度、平成26年度には第4期新宿区障害福祉計画を策定いたします。この計画の策定に当たりましては、この新宿区障害者施策推進協議会の委員の皆様、貴重な御意見、御議論をいただきながら、平成27年から29年までの3年間の計画期間中における障害福祉サービス等の地域生活に必要なサービス量の見込み及びその確保策を、区民からの多くの意見も参考に定めてまいりたいと考えております。そのため、今年度、障害者の生活実態調査を行うこととしております。

委員の皆様には、ぜひ専門的な立場からの御意見、また御助言をいただきまして、新宿区のよりよい障害者福祉施策の進展にお力添えをいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ですけれども、私の御挨拶といたします。

皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

自己紹介に当たりまして、お手元のマイクの操作法ですが、真ん中の「発言」のボタンを押していただきまして、ランプが点灯いたしましたら御発言をお願いいたします。緑のランプがつかますので。

では、委嘱状をお渡ししました順番をお願いしたいと思います。

秋山様から、自己紹介をお願いいたします。

時間の都合もありますので、30秒から1分でよろしくお願ひいたします。

○秋山委員 新宿区聴覚障害者協会の理事をやっております秋山と申します。よろしくお願ひいたします。初めて参加いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○障害者福祉課長 では、浅井様、お願ひします。

○浅井委員 柏木地区民生委員・児童委員協議会の会長をしています浅井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

では、安藤委員、お願ひします。

○安藤委員 新宿区手をつなぐ親の会の安藤節子と申します。副会長をしております。どうぞ  
よろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 よろしくお願ひします。

では、飯田委員、お願ひします。

○飯田委員 区民委員の飯田でございます。発達障害児の保護者の立場で参加させていただ  
いております。どうぞよろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 よろしくお願いいたします。

では、続きましてお願いいたします。

○小見委員 初めまして。新宿区歯科医師会の副会長をやっております小見と申します。2年  
間、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○障害者福祉課長 よろしくお願いいたします。

では、片岡先生、お願ひします。

○片岡委員 ただいま立正大学の大学院で講師をしております片岡と申します。この協議会、  
何回か参加させていただいておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。専門は、臨床  
心理学でございます。よろしくお願いいたします。

○障害者福祉課長 よろしくお願いいたします。

では、加藤様、お願いいたします。

○加藤委員 新宿区精神障害者家族会、新宿フレンズの副会長をしております加藤と申します。  
会の中では、主に講演会の企画、まとめなどしております。

○障害者福祉課長 よろしくお願いいたします。

では、金子様、お願いいたします。

○金子（美）委員 区民の金子美和と申します。18歳と、男の子3人の母親です。特にかか  
わりというと、ジョブサポーターをIT就労支援センターでやっています。よろしくお願ひ  
いたします。

○障害者福祉課長 よろしくお願いいたします。

では、志岐委員、お願いいたします。

○志岐委員 区民の立場から参加させていただきます志岐でございます。よろしくお願ひいた  
します。

○障害者福祉課長 よろしくお願ひします。

○島田委員 新宿区肢体不自由児者父母の会の会長の島田泰介と申します。どうぞよろしくお

願いいたします。

○**障害者福祉課長** 願いいたします。

○**助川委員** 新宿区医師会理事の助川です。今回、初めて新任で参加することになりました。今後とも、ひとつよろしく願いいたします。

○**高木委員** 東京都心身障害者福祉センターの所長をしております高木と申します。東京都の知的及び身体の更生相談所、また高次脳機能障害の支援拠点という立場から参加させていただいております。どうかよろしく願いいたします。

○**友利委員** 社会福祉法人結の会、オフィスクローバーの友利と申します。精神障害者の就労継続支援B型事業所のスタッフをしております。新宿区障害者団体連絡協議会の精神の部門の代表として参加させていただきました。よろしく願いいたします。

○**久田委員** 新宿区民生・児童委員の久田と申します。担当地区は、落合第二地区でございます。今回は、研修部会を民生委員はやっておりまして、その中の障害福祉部会の部長をしております。よろしく願いいたします。

○**平澤委員** ハローワーク新宿の雇用開発部長の平澤と申します。求人とか出向、高齢法、障害者法、また障害者の職業紹介のほうの部分を担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

○**益子委員** 東京都立中部総合精神保健福祉センター、益子でございます。障害者の自立と社会参加への支援とか、それから精神障害の普及、啓発等を行っております。私自身は精神科の医師でございます。よろしく願います。

○**村川委員** 村川でございます。3月まで日本社会事業大学の教員をしておりましたが、定年退職、客員教授となりまして、現在、主たる仕事が、大阪河崎リハビリテーション大学というところで、これは理学療法士、作業療法士等を養成する大学であります。そこで社会保障、社会福祉を担当いたしております。東京と大阪、行ったり来たりという生活しております。よろしく願いいたします。

○**吉田委員** いつもお世話になっております。新宿区社会福祉協議会、地域活動支援課長の吉田でございます。よろしく願いいたします。

○**力武委員** 新宿区医師会からの命令で参りました。専門は産婦人科でございます。心身障害児の支援の財団法人の専務理事でございます。32年ほどやっておりますので、よろしく願いいたします。

○**金子（禎）委員** 新宿区視覚障害者福祉協会の副会長を務めております金子禎男と申します。

私の視力は、ほとんど片側がゼロで、それで片側は自分の行動がとれる程度で、まあお風呂の中で湯煙に入っている状態です。それで、きょうも高田馬場から来るときに、音声信号のところを渡っていたら自転車が飛んできて、私、転んできましたというところで、視覚障害者はこういうような危険にいつもさらされているというのが現状です。よろしくお願いいたします。

○**春田委員** 身体障害者福祉協会という高齢障害者の会の会長の春田と申します。よろしくお願いいたします。

○**障害者福祉課長** では、区の委員の自己紹介をお願いいたします。

まず、小柳委員からお願いします。

○**小柳委員** 皆さん、いつも大変お世話になっております。福祉部長の小柳でございます。先ほど区長のほうから話がありましたように、今期の皆様方につきましては、障害者の計画の策定のほうにもかかわっていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**福内委員** 健康部長の福内と申します。よろしくお願いいたします。

○**針谷委員** 総合政策部長の針谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**中澤委員** 子ども家庭部長の中澤でございます。よろしくお願いいたします。

○**(代理)新井委員** 都市計画部長、新井の代理で出席させていただきました都市計画課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**小池委員** 教育委員会事務局次長の小池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**障害者福祉課長** ありがとうございます。

続きまして、私ども事務局を担当いたします区の職員を紹介させていただきます。では、自己紹介で、よろしくお願いいたします。

○**福祉推進係長** 障害者福祉課、福祉推進係長の稲川と申します。よろしくお願いいたします。

○**福祉推進主査** 同じく障害者福祉課、福祉推進係の西田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**事業指導係長** 障害者福祉課、事業指導係長の秋山と申します。よろしくお願いいたします。

○**支援係長** 同じく障害者福祉課、支援係長の根本と申します。よろしくお願いいたします。

○**保健予防課長** 保健予防課長の渡部です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**保健相談係長** 保健相談係長の神楽岡です。よろしくお願いいたします。

○**子ども総合センター長** 子ども総合センター所長の小野でございます。よろしくお願いいたします。

○**発達支援主査** 同じく子ども総合センター、発達支援主査、藤牧です。よろしくお願いいたします。



します。

○特別支援教育係長 教育支援課長の代理で参りました教育支援課特別支援教育係長、佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○障害者福祉課長 改めまして、障害者福祉課の福祉課長、西方でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、定足数の確認をいたします。

本協議会の総委員数は29名でございます。事務局のほうから、委員の出欠状況でございますが、欠席の委員は高畑委員、それから新井委員、そして天方委員のお三方でございます。ですので、26名の御出席となっております。協議会の条例の第7条第1項に基づく定足数、半数以上となっておりますので、これを満たしておりますので、この会が成立したということになります。よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより第1回協議会に移らせていただきます。

まず初めに、条例の第5条によりまして、委員の互選によりまして会長の選出をいたします。

会長選任までの間、福祉部長であります小柳委員に進行役をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○小柳委員 それでは、福祉部長の小柳でございます。

ただいまより第1回の新宿区障害者施策推進協議会を開会いたします。

本日は、第8期の初めての協議会でございますので、会長が決まるまで私のほうで進行をさせていただきます。

初めに、会長の選任につきまして、協議会の要綱第5条によりまして、会長、副会長を委員の互選により定めることとなっております。

会長につきまして、どなたか御推薦ございましたら御発言いただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

島田委員。

○島田委員 村川先生がよろしいかと思ひます。いかがでしょうか。

○小柳委員 今、島田委員のほうから、前期に引き続きまして村川委員の御推薦がありましたので、よろしゅうございますでしょうか。

(拍手)

○小柳委員 それでは、異議なしということで、村川委員に会長をお引き受けいただきたいと

思います。

それでは、協議会の進行につきましては、村川会長、よろしく願いいたします。

○村川会長 会長に選出をいただきました村川でございます。

それでは、早速、この後、副会長の選出に進んでまいりたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

特段、御意見ございませんようでしたら、私のほうから指名をさせていただくということ  
でよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから指名をさせていただきますが、前期に引き続きまして片岡委員さん並びに春田委員さんを副会長に指名をいたしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 では、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

(拍手)

○村川会長 ありがとうございます。

○障害者福祉課長 では、席の移動のほう、よろしく願いします。

それでは、ここで会長、それから副会長から御挨拶をいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○村川会長 新しい期の会長役に御選出いただきました村川でございます。

先ほど区長さんのお話にもございましたように、障害者総合支援法という新しい枠組みをしっかりと踏まえつつ、障害のある方々の差別解消を初めとするさまざまな課題、とりわけ第4期の障害福祉計画を障害のある方々にとってよりよいものとし、かつ区民の方々に適切に御理解をいただけるような、そういった方向を進めてまいりたいと思っております。委員の皆様方の御協力、よろしくお願い申し上げます。

○片岡副会長 副会長に再び選任されました片岡でございますが、ただいま村川会長がおっしゃいましたように、障害者の方をめぐる状況、大変揺れ動いているところがあるように思います。できるだけ村川会長をお助けして、皆さんのお力になればと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○春田副会長 私は、当事者の障団連という組織からの代表と思って頑張りたいと思います。

よろしく願いします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

ここで、皆様にはまことに申しわけございませんが、区長所用のため退席させていただきます。

○区長 それでは、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(区長退席)

○村川会長 それでは、これよりお手元にございます本日の議事次第に従いまして、順次進めてまいりたいと思います。

17時までの予定でございます。よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

本日のこの協議会における議題といたしましては、まず第1に障害者生活実態調査の実施についてであります。第2に、第8期障害者施策推進協議会、この協議会におきまして専門部会を設置するというに関する議題であります。3つ目としては、障害者施策にまつわる新しい法律等につきましてということであります。

それでは、初めに事務局から資料の確認、説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 大変たくさんの資料をいきなり送りつけてしまいまして、まことに申しわけございません。それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、資料の1でございます。資料の1、それから資料の2は生活実態調査報告書の概要版でございます。ピンクの冊子になります。それから、資料の3でございますが、これはこちらの障害者施策推進協議会の条例でございます。3でございます。それから、資料の4でございます。この協議会の委嘱されました、ただいまの名簿になっております。それから、資料の5でございます。生活実態調査スケジュールでございます。それから、資料の6でございますが、これは後ほど決めていただきます障害者施策推進協議会専門部会の要綱となっております。続きまして、資料7は後ほどお配りさせていただきますが、資料の8でございます。これは国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要というものでございます。それから、資料の9でございます。こちらは障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の概要となっております。資料の10でございます。ただいまの障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のそのものをお渡ししております。それから、11は、それに関します国からの公布に関する通知、内閣府からの通知でございますが、それを使います。

以上でございますが、本日、お手元にない方、それから抜けていらっしゃる方、ありましたら事務局のほうにお申し伝えくださいませ。

よろしゅうございましょうか。

○村川会長 資料等、よろしいでしょうか。一通りございますか。

それでは、よろしければ順次進めてまいります。

まず初めに、第1の議題であります障害者生活実態調査について、これにつきまして事務局から報告をお願いいたします。

○障害者福祉課長 まず、スケジュールについてでございますが、資料の5がスケジュールとなっておりますが、この御説明の前に資料1の計画についてを軽く説明させていただきます。

区では、障害者基本法に基づきまして、施策全体の方向を定めるために障害者計画を策定しております。それから、同様に障害者自立支援法、今度は総合支援法に変わりましたが、それに基づきましてサービスの数値目標等を定めております障害福祉計画、そちらの計画を立てております。こちらに、皆様にお渡ししているのは概要版でございます。来年、26年度に、第4期の障害福祉計画を策定することとしております。その前に、それに先立ちまして、こちらのピンクの生活実態調査を今年度中に実施する予定でおります。この生活実態調査に基づきまして、こちらの計画の数値目標を行いますので、この実態調査の調査票などについて、それから総合支援法にかわりまして難病者、難病の方も障害者という位置づけになりましたので、そういった方への調査方法など、いろいろと検討していただかなくてはいけないことがございますので、この専門委員会等で諮っていただきたいと思ひまして、この生活実態調査のスケジュールをお配りしております。

大変タイトなスケジュールとなっております申しわけないのですが、こちらのスケジュールの御説明でございます。

まず、資料5に基づいて説明いたします。

本日は、一番左側の星印のところ、本日の推進協議会の第1回目でございます。それから、9月に専門部会を実施していただきたいと思ひます。こちらは、生活実態調査概要及び設問項目の確定ということでお願いしております。それから、11月に入りますと、まず初めに専門部会、これが丸印のところ、要するに11月の一番初めごろに、まず専門部会で調査書の検討、それから調査書の確定ということでやっていただくわけですが、中旬に第2回の推進協議会、この本会議を開かせていただきます。そして、調査票がここで確定いたしましたら、調査票を私どものほうで発送させていただきます。12月の中旬に調査票を回収いたしまして、1月ですずっと分析をしていくわけですが、2月の初めに専門部会で、まず集計・分析、速報値の報告をさせていただきます。できますれば、第3回の推進協議会を2月

の中旬に開けたらいいなというのが、この辺ちょっといろいろと立て込みますので、2月、3月、星印が2つありますが、この辺の状況につきましては、状況を見ながらということになります。ここで調査票を完成し、結果報告とさせていただきたいと思っているところです。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたとおり、生活実態調査ということで、障害者計画、障害福祉計画を策定する前提となるものが当面必要となつてまいります関係を御理解いただくとともに、今後のスケジュール案について説明があったわけでございます。

それでは、この関係について何か御質問、御意見がございましたらどうぞ。遠慮なくお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

現在の予定では、本日の協議会の中で、この後、専門部会が設置をされ、調査の進め方等について検討が行われつつ、おおむね11月の中旬に、この協議会が開かれるわけございまして、調査等の事柄、調査票、その他、手順が決まっております。その後、一通り調査が進められた後、2月までに集計・分析等が行われ、取りまとめが行われるという流れが予定をされているわけでございます。

また、資料の1と2によりまして、これまでの現行の計画、それから前回の生活実態調査報告の概要版がお手元に用意をされているわけでございます。

いかがでしょうか。

今回、区民委員ということで、初めて御参画の方もいらっしゃいますが、突然こちらからの指名で申しわけございませんが、志岐さん、何かございますか。どうぞ。御疑問ございましたら、どうぞ遠慮なく……

○志岐委員 ありがとうございます。

この先の内容かもしれませんが、この専門部会ですね、専門部会の部分はその先の議案かもしれませんが、その専門部会と、それから事務局ですね、こちらとの役割分担というところについて、次の議題でも結構ですけれども、御説明いただければと思います。

○村川会長 ありがとうございます。大事な御質問で、この協議会の中で専門部会が設けられるわけでありまして、その専門部会と事務局との関連ということで、差し当たり課長さんから、どうぞお答えください。

○障害者福祉課長 専門部会では、先ほども申し上げましたように制度が変わってまいったり、

それから障害者という概念が法律により変わりましたので、そういったことについて。それから、例えば調査をする、本当は今概要版ですので、こういった形でこんな厚い調査になるわけですが、この項目などについてお諮りをしていただくこととなりますが、具体的な事務の進め方、それから発送、それから御意見を賜ったことについて、こんな調査票になりましたというようなことについては、私どものところでまとめまして委員の皆様にお送りさせていただき、またこの中で検討していただくという形になります。この調査も、実はこういった形で既に3回行っておりまして、継続したりするものもありますので、その中からどの項目を残そうとか、そういったことも御検討いただければと思っております。

○志岐委員 わかりました。

○村川会長 ありがとうございます。

もしよろしければ、金子委員さん、いかがでしょうか。お隣に座っている金子委員さん、どうぞ。

○金子（美）委員 すみません、私はまだちょっと、これからいろいろお聞きしながら考えていきたいと思うので、よろしくお願いします。

○村川会長 どうも失礼しました。ありがとうございます。

それでは、ほかにいかが。

どうぞ、加藤委員さん。

○加藤委員 前のこれを拝見していて、現実的に3障害一緒という考え方で、これが進められたのかなと思ったんですけども、やっぱり3障害の内容というのは非常に特徴的です。これは私が拝見して、もう少しわかりたいって気がしたんですね。例えば生まれたときからの障害を持っている方、中途障害の方、そういった面では全然要求が違ってくるわけなんです。ですから、3障害一緒ということは、福祉的には本当に一緒でありたいと思うんですけども、こういった調査の場合は、やはり分析して見ていくためには、もうちょっと3障害とか、それからあと難病も今回入るということですので、もう少し違った形で報告書ができていると、私はうれしいと思いました。

○村川会長 御意見として受けとめさせていただきます。障害のある方々の障害の内容、状況というのはいろいろございますので、そういった事柄を踏まえて、お手元の資料の2は概要版でございますけれども、表紙と2枚ほどめくっていただくと、1ページというところに調査の目的と方法ということで、これは前回の場合の調査の対象と方法ということが示されておりまして、こうしたやり方を踏襲していくのか、今お話があったように、その障害の内容、

あるいは特性というのか、特に今後は難病の方々を含めた調査ということがやはり期待をされておりますが、それ以外にどういった工夫、あるいは視点が必要なのかということは、今後、専門部会あるいは全体の協議会でも、それぞれ深めていただくということかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

飯田さん、どうぞ。

○飯田委員 恐れ入ります。何回か回答者の側で、こちらのアンケートには参加させていただいているんですけども、回答された方は御存じだと思うんですが、とにかく量が多いんですね。やはりこういう報告書を拝見しても、やはりデータ解析という形になっておりますので、いただくプリントも集計をする側してみればとってもやりやすい、もう丸をつけるだけですという形なんですけれども、送られてきた側してみると、初めてのことで、その書式に対応してやっていくのってとっても大変なことなんですよね。例えば、こういう報告書とかを拝見していても、そのデータ以外のところで、自由の御意見として出ている部分が、多分回答した側してみれば、この回答欄にはないんですけども、それでも自分はどうしても訴えたいんだという部分だと思うんですね。それが、今まで何回かこちらの協議会には出させていただいているんですけども、そちらに対する対策のほうは、いま一つ何か置いてけぼりなところがあって、ペーパー上、数値的に何%、何%でした、何%が何%に減ったので、これがこうでしたということの数値上の解析をして、それに対することはその都度その都度改善されたり方策を練っていただいているんですが、それ以外の部分の本当に切実な部分というのは、具体的な方策がなかなか見えてこないなという部分がよく感じられまして、例えば本当にどうしても調査書の書式というのがもう決まってしまう部分もあるんですが、何かもうちょっと、やはり対象が障害者でもありますので、わかりやすい形、もちろん重要施策にかかわる部分は、ある程度、2年に一遍なりデータ解析をすることはもちろん大事だと思うんですけども、そうではなくて例えば本当にフリーで、ある程度群分けはできる程度のもちろんデータ解析はするにしても、その方たちが本当に求めている、望んでいることを吸い上げるような質問の形式というのを質問の形態としてつくる。集計される方は、とても大変な手間にはなってしまうことはもちろん重々承知のことなんですけれども、していただくことはできないでしょうかというのが、何回か参加させていただいての正直な意見でございます。

○村川会長 大変重要な御指摘、ありがとうございます。今回の調査、まさにこれからつくる

ところでありますので、その段階でいろいろと御指摘をさらにいただきたいと思いますが、参考までに先ほどのこの調査報告書、前回のものですが、その概要版の先ほど見ましたページの次の2ページあたりをごらんいただきますと、前回調査の回収状況が出ているわけございまして、比較的回答数の多かった分野もありますが、残念ながら回答数の少なかったところなどもあるわけで、これは確かに調査票の設計というのか、質問数というのか、御負担が多くなり過ぎますとお答えが少なくなってしまう傾向もあると思いますし、また大事なことは、その内容をしっかりと踏まえて、その上で次の手順といいますか、実際の計画の中身にどのように反映をしていくのかということが大事でありますので、そのあたりは専門部会の役割もありますが、この協議会の中でも各委員からいろいろと積極的に御意見をいただいて、次なる計画をよりよいものにしていくということが大事かなと思われまますので、どうぞ各委員から積極的にいろいろな御意見や提案をいただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○安藤委員 今のお話も踏まえて、私も今おっしゃいました集計結果、本当に半数ぐらいの方しか回収されてないと、この数字を見て本当に思ったんですが、その下のその他というところに、結局、私たち知的障害児者の親なんですが、やはりかなり高齢化しているというところもあるんですね。ということで、やはり私もこのアンケートを実際にもやりましたし、そうすると字を追うだけで本当に、もういいやというようなお母様方、保護者の方がやはり多いということも実際なんです。

それで、6番目のこういったところで、内容、説明を、記入の支援を行いましたというふうにあるんですが、福祉センターと、それから第一分庁舎というふうには書いてあるんですが、各施設のほうでも、そのフォローをするような形で回答できるような形にすると、かなり回答率もふえてくるのではないかなという感じがいたします。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。回答を書いていただく御本人、あるいは御家族の方にも相当負担のある部分も事実でございますし、今幾つかいただいたような御意見、また現実にはわかりやすく進めていくということもあるかと思いますが、何か事務局のほうで、とりあえずお答えいただくことがあれば。

○障害者福祉課長 貴重な意見、本当にありがとうございます。普通の方というんでしょうか、



目の悪い方や耳の悪い方もいらっしゃいますので、本当に調査の方法については、またその回収の方法につきましては、私どもも心を砕くところでございます。こちらにありますように、2週間、それから悉皆ではないのですが、もし恐らく配られましたら、区内の通所されている施設のほうであれば、御相談していただければ、施設の職員も多分手伝ってくれるとか、相談には乗ってくれるような体制は、特に区立の施設なんかには伝えたいと思います。

ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。

それでは、金子さんどうぞ。

○金子（禎）委員 視覚障害の金子です。視覚障害の立場からしますと、先ほどどなたかが、お話あった、障害には小さいときからの障害と、それから中途での障害という分け方があると思いますが、最初から見えない人はほとんど文字というものがわかっておりません。それで、今の60代、70代は、学校ではほとんど文字というものは習ってないと思うんです。それで、点字といってもほとんど、常にやっている人は上達しているけれども、ちょっと離れたらもうほとんど点字は読めません。書けることは書いても読めませんというのが現状です。

それともう一つ、途中で失明している人の場合は、頭でっかちで、いろいろの社会でもまれてきているんですが、もう自分の身の回りのことが一切できないというのが現状ですので、こういう点を我々、どういうふうにしたらいいのかなと思って、それである程度、組織に入っている人は、それなりにお互い助け合いながら勉強しているんですが、ほとんど組織に入っていない人が多いんです。ですから、ここにいろいろ資料があっても、多分ほとんど視覚障害のことが見えてきていないのが現状だと私は判断しておりますが、この点をもうちょっと視覚障害の立場を考慮した何らかの方法というのが、必要なんじゃないかなと思っております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

視覚障害のある方の実情を踏まえまして、改善すべき御要望といたしますか、また今後、今の御意見を専門部会等でも受けとめつつ、よりよい方法を見出していくということではないかと思えます。

よろしく願いいたします。

それでは、よろしければ、この第1の議題の関係につきましては、各委員からも大変重要

な御指摘をいただきましたので、そうしたことを踏まえて進めていくということで、次の議題に移ってまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、第8期のこの障害者施策推進協議会の中に、専門部会を設けるわけでございますが、それではその関係につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、お手元の資料6をお願いいたします。

新宿区障害者施策推進協議会専門部会要綱でございます。

新宿区障害者施策推進協議会条例の第8条では、協議会は必要に応じて専門部会を置くことができると定めております。これを受けまして、この要綱により専門部会を設置いたします。

専門部会ですが、9名程度の構成とさせていただきます、その主な役割でございますが、先ほどから申し上げておりますように新宿区障害者計画、それから新宿区障害福祉計画の見直しに関する御意見や計画策定の内容などについて審議していただき、推進協議会へ報告していただくものでございます。

具体的には、今回設置される専門部会では、平成26年度実施の第4期新宿区障害福祉計画策定、それに先立ちまして今年度実施の計画策定に伴う調査などの御意見を、先ほどから申しておりますが、それをいただきます。初回は、先ほど申し上げましたように9月に開催できればと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○村川会長 ただいま御説明がありましたが、専門部会が設置をされるということで、その要綱が資料の6にございます。その上で、今配付されているかと思いますが、専門部会委員の構成等につきまして案がございます。

これまでも、専門部会の設置につきましては、要綱にもございますように、何分、全体の協議会、29人ということもございますので、集中的に議論をし、もちろん協議会にもその進行状況等を報告をし、進めていくということでございますけれども、そのことを御理解いただきつつ、資料7にございますが、会長、副会長以下のこのメンバーということで提案がございました。障害のある団体の方々、人数、大勢いらっしゃいますので、主に障害の分野等を考慮しつつ、こういった構成となっております、また行政のほうからは委員でもあります小柳部長さんにお入りいただくといったような形となっております。

この専門部会の設置並びに専門部会委員の構成案につきまして、この関係につきまして、どうぞ御意見、御質問ございましたらお出しいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、志岐さん。

○志岐委員 志岐でございます。委員の方々については、全く異存はございません。

それで、ちょっと確認したいんですけども、ちょっと素人なんでわからないんですけども、この専門部会の要綱、資料6のですね、ここの3条の組織ですね。ここの第2項ですが、これ「会長は、協議会会長とし、副会長は会長が指名する。」と、こういうふうになっております。そして、第4条ですね。「専門部会は、会長が招集する。」と。2項で、「会長に事故があるときは、副会長が職務を代理する。」と、こういうふうな規定になっておりますけれども、これは協議会の会長と専門部会の会長と分けてあると思うんですけども、通常だと専門部会は部会長というような表現をして、副会長であれば、その部会の副会長というような、そういうふうな名称で協議会の会長と区別すると。ですから、そこのところはいかがなものかと、そういうふうに素人判断でちょっと疑問に思ったところなんですけど、まあこれは要綱の問題ですから、ちょっと本題とは関係がないんですけども。

○村川会長 ありがとうございます。

専門部会の進め方、いろんなやり方があるんだろうと思いますが、私の知る範囲では、この新宿区における協議会と専門部会の関係としては、全体の協議会の会長、副会長も専門部会のメンバーとして入ると。結論的には、僭越ですが、協議会の会長役が専門部会においても、まあ部会長というふうな言い方をしたほうが、ちょっと混同はされないのかなということはおっしゃるとおりかなと私も思うわけですが、そこまでは要綱で決まっているというそんないきさつでございますね。

○志岐委員 私は、兼務については全然異存はございません。ただ、会長あるいは副会長という表現と、協議会の会長、副会長と紛らわしいので、そういうふうに要綱を規定する場合には、そういうふうに区分したほうがよりわかりやすいんじゃないかというような気がしたものですから、ちょっと意見を出させていただきました。

○村川会長 ありがとうございます。

事務局のほうからちょっと補足説明を。

○障害者福祉課長 大変おっしゃるとおりだなと、会長と部会長と使い分けてもよかったかなと、今、反省しているところですが、とりあえずこの要綱でやらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○志岐委員 了解しました。どうも。

○村川会長 御意見ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、加藤さん。

○加藤委員 実は、私はこのアンケートの回答をしたことがないわけですね。今、飯田さんが、随分アンケートの回答をなさって、御意見もたくさんあるみたいなもので、むしろ私より飯田さんにしてもらったほうがよかったかなってちょっと思ったんですけども、そうすると精神分野がなくなっちゃうのかなと思ったりして、ちょっと今どうしたものかと思っているんですけども、随分、実際にこの中で自分が回答したって方はいらっしゃるのでしょうか。では、いらっしゃるんですね。では、それはまた、そしたらその中で御意見……

○村川会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

安藤さん、どうぞ。

○安藤委員 先ほどのアンケートの集計の数字なんですが、知的障害の愛の手帳を持っている人は2,000人ぐらいいると思うんですけども、それで配布されたのが470名、500名いないということは、全員には配布はされていないということですよ。それはどのような形で配布をされているのかなということも、ちょっとあわせて今思ったんですが。ほかのところもそうかと思うんですが、肢体不自由、身体。どうなんでしょうか。

○村川会長 これまで、おおむね2年ないし3年ごとに、その計画がつくられるたびに行われているわけですが、これ悉皆というのか、全数調査というのは、これは非常に数が膨大になったりするという、これ時間も予算もかかってしまうので、いわゆる抽出調査ということで、それぞれ何%ということですが、この前回の場合、資料2の場合などで、これ事務局のほうで説明をしていただけますか。

○障害者福祉課長 統計上、誤差が出ないようにということで、ある程度以上ですと全体の割合が変わらなくなるだろうという統計の数字が、今済みません、ちょっと具体的に数字がないのですが、そういった形で、あとはこちらにありますように回答率も決して高くないので、本来ですと、例えば今、知的障害の方ですと、愛の手帳、1,400名いらっしゃるんですが、約500名に配布させていただいていますが、それはある程度回収率も考慮して、本当ですともうちょっと少なくてもいいんですが、回収が若干低くても大丈夫な数字が戻るようにという配慮をして、この数字を配布させていただいております。

○安藤委員 ありがとうございます。ただ、知的障害も、もちろん就学の人も対象ですし、それからあと施設に、入所施設に入っている、それから企業就労、それからもちろん福祉作業

所にも通所しているという方も含めなんですが、それが偏っているわけではなかったわけでしょうか。もちろんそれはある程度こう、そういうような形。

○障害者福祉課長 今回の調査の方法の1ページのところをごらんいただきますと、在宅の方、それから施設に入所されている方、18歳未満の方と、それぞれ調査の種類というか、対象も分けさせていただきまして、できるだけ、もちろん細かく言えばあれですが、できるだけ満遍なく調査が行き渡るようにと配慮させていただいておりますが、また詳しいことは専門部会等でもきちんといろいろと考えていただければと思っております。

○安藤委員 どうもありがとうございました。

○村川会長 よろしいですか。

ありがとうございました。

少し私のほうから補足を申し上げますと、およそ2年前に前回調査が行われまして、今、課長さんからも言っていただきましたが、この概要版の1ページにありますが、特に前回は制度的にも新たに取り組むべきとされました発達障害の方々や、高次脳機能障害の方々についても、具体的に調査を進めたというところに一つの特色があったのかなど。また、そのもう一つ前、前々回のときから継続して、身体障害、知的障害、精神障害、いわゆる3障害にまたがる形で、在宅で地域で生活をなさっているの方々という区分と、それから入所施設に入っておられるの方々、それぞれをはっきり区分をし、またかつ、特にお子さんの段階ですね、18歳未満の法的には児童とされている子どもの段階の方々について、やはり1つ項目を起こしてというようなやり方できましたので、決めつけるわけではありませんが、新しい障害者総合支援法の枠組みからいきますと、難病の方々などについて、やはり今後は調査対象として取り組んでいくということは、課題としては出てくるのかなということは十分考えられるわけで、そこから先は専門部会の中で適宜などいいでしょうか、やはりできるだけ有効な回答をいただくように、また分析をしていく上でも意味のあるデータが得られるような進め方ということかと思えます。

また、29名、委員がいらっしゃるわけでありまして、各委員からもし何か、特にこれはということがございましたら、きょうの協議会の時間の中では少し制約がございますので、直接、障害者福祉課のほうに、事務局宛てに御意見あるいは御要望なども寄せていただく中で、専門部会のほうでも検討を深めていただくという進め方になろうかと思っておりますが、そういうことでよろしゅうございますか。

それでは、特段それ以上ございませんようでしたら、僭越ですが、私、村川以下、片岡先

生、高畑先生、金子委員さん、春田委員さん、島田委員さん、安藤委員さん、加藤委員さん、小柳委員さんという、この構成で専門部会を進めてまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村川会長 異議なしというお声をいただきました。ありがとうございました。

それでは、そのように、先ほどのスケジュールなどを参考にしまして、具体的な検討に入らせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、本日、第3の議題であります障害者施策に関連する新しい法律ということで、物品調達等の関係の法律、それから差別解消を進めていく関係の法律など、資料が用意されておりますので、順次、事務局から説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、まず資料8をごらんください。

こちらにあります横長の資料でございます。先ほど申し上げましたように、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要、いわゆる優先調達法、または優先調達推進法というものについてでございます。

こちらは、そちらに目的と書いてありますように、障害者就労支援施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体——以下「障害者就労施設等」と申しますが、この受注の機会を確保するために必要な事項を定めることによりまして、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資すると、「等」が目立つ法律でございます。

こちらでございますが、厚生労働省のホームページなどでも盛んにやっておりますので、ぜひごらんいただければと思いますが、法律の趣旨でございます。障害のある人が自立した生活を送るために、就労によって経済的な基盤を確保するのが大変重要だということでございまして、障害者の雇用を支援するための仕組みを整えるとともに、障害者の方が就労されている施設からお仕事を確保して、その経営基盤を強化するということが大切だということでございます。そして、そのような観点から、これまで障害者就労施設で仕事の発注に関しまして、民間企業、それから国、私ども地方公共団体等でもさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、国や地方公共団体は率先して障害者就労施設からの物品の調達を推進するようにということで定めたものでございます。

ポイントといたしましては、国、独立行政法人及び地方公共団体等は、物品等の調達に当

たりまして、優先的に障害者就労施設からの物品を調達するように努めなさいということでございます。取り組みといたしましては、まず国が障害者就労施設から物品等の基本方針を定めます。それから、それに基づきまして、まず地方公共団体では、それから地方独立行政法人は、毎年度、障害者の就労施設等からの物品の調達方針を作成いたします。そして、当該年度の終了後に、どのように調達できたかということ公表するということになっております。

そういったことでやってまいりますが、これに基づきまして東京都が、先日、東京都による障害者就労施設等からの物品等の調達方針というものを出しました。数値目標はまだ出しておりませんが、なるべく、例えば東京都の契約によって調達する物品のうち、文房具、事務用品、印刷、清掃、それから障害者就労施設が受注することが可能なものについて、なるべく調達するようにやっていきますというようなことになっております。

こういったことに基づきまして、私ども新宿区といたしましても、これから区内全体で調達に取り組むべく体制を整えることと一応しておりまして、これから区内の体制を整えてまいります。こちらの絵にございますように、公契約で、本来ですと入札の例えば要件とか、緩めるとかということもあるんですが、障害者施設になりますと、今度、大きな仕事はなかなかとれない、できないということもありまして、入札に参加できるようなお仕事ができないということもありますので、今後どんなふうにしていくのかというのが難しいところだと思っております。

それから、大きなこととしては法定雇用率を満たしている会社につきましても、入札のときになるべく優先的にしてあげてねというようなこともあります。具体的にどんなふうにしていくかというのは、本当にこれから考えていくべきことだなというふうに考えております。

○村川会長 ちょっとここで一旦区切らせていただきまして、今説明のありました国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要ということで、既に制度的にはこの4月から実施に移されたわけでありまして、国及び国の関連機関もございますが、東京都あるいはこの新宿区役所、それぞれ関連のところでこれを受けとめて、障害のある方々の就労等、その効果を上げるべく物品調達でいろいろ工夫、改善を図っていただく。そのことを通じて、障害のある方々の就業を促進していくという流れかと思っておりますけれども、ちょっと突然の指名で申しわけありませんが、高木委員さん、東京都庁のほうで何かこういった関係の動きは聞いておられますでしょうか。もし、よろしければ。

○高木委員 私のほうでは具体的にはまだ聞いていないんですけれども、ただ、もともと私どものところでも、そういったところからの調達というのは多少なりともやっていますので、それをまた今後しっかりやっっていこうということになるかと思います。

○村川会長 どうもありがとうございました。

これは区役所のほうでは総務部になるんでしょうか、あるいは総合政策部長さん、御出席ですので、もしよろしければ。何かございましたら。済みません。

○針谷委員 総合政策部長の針谷でございます。

契約というとは実は総務部になるんですけれども、きょうはいないものですから、かわりに発言させていただきますと、区においても、いろいろな調達について、障害者福祉施設を優先して、御指名といたしますか、随意契約で行っていくようにというようなことで、同じものを同じような形で調達できるのであればということで、独自といたしますか、区としても進めているところでございまして、こういった法律ができて、いろいろ計画とかもつくっていくということであれば、さらにそういったところに取り組みやすいといたしますか、あわせて区内の事業所などにも働きかけやすいというふうに考えているところでございます。

○村川会長 どうもありがとうございました。

この関係で、何か御質問とかございましたらどうぞ。

せっかくこういった新しい法律ができたわけでありますので、国、地方公共団体関連の公益法人、場合によっては企業も含めてですね、ぜひともこういった事柄を進めていただければありがたいというふうに思います。それによりまして、現に就労に向けての努力をされている方々にとっての励みということにもなりますし、場合によっては工賃といたしますか、収入をふやすということにもつながるわけでありますし、全体として就労支援といたしますか、雇用促進につながるということも大いに考えられるわけでありますので、こうした流れを進めていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、引き続き新しい法律等の関係の説明をどうぞ。

○障害者福祉課長 それでは、資料9でございます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法でございます。こちら新しい法律ということで、6月に制定されております。こちらのほうの9を見ながら御説明させていただきます。

まず、障害者基本法の第4条におきまして、基本原則として差別の禁止ということで既にうたわれておりますが、これの具体的な推進を進めるためということで、この差別解消法が



制定されました。まず、今回、国が今後、基本方針を示してまいりますので、それからが本当に具体的な対応が見えてくるところだということで、この法律自体ができましても、まだ具体的に何をどういうふうに進めていこうかということが、これからの大きな議論になるところだと思っております。

制定のまず経緯でございますが、国連におきまして、まず平成18年12月に障害者の権利及び尊厳を保護し、取り組みを促進するためということで、障害者の権利に関する条約を採択し、同条約は平成20年、既に5年前ですが、5月に発効しております。

私どもの日本は、平成19年9月に同条約に署名しておりますが、これまで平成23年の障害者基本法の改正、それから24年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる総合支援法ですが——の制定など、同条約の締結に向けた国内法の整備に取り組んでまいりました。

政府におきましては、平成23年に改正された障害者基本法、先ほど申しました第4条に基本原則として規定された差別の禁止に関するより具体的な規定を示しまして、それが遵守されるための具体的な措置を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現ということに向けまして、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、この法律が閣議決定の上、国会に出されたものです。

長々申し上げましたが、まだ条約も批准できておりませんので、それに向けた足がかりの一步というふうに見ております。

この法律の中で、定義でございますが、まず障害者の定義ですが、身体障害者、それから知的障害者、精神障害者、これには発達障害を含みますが、その他、心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受ける状態がある者を障害者と定義しました。

それから、社会的障壁の定義ですが、障害がある者にとって日常生活、または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のものというものを社会的障壁と定義しました。そういったことで定義をしているんですけども、差別そのものについての定義というのは、今回この法律には具体的にはうたわれていない状態なんです。ですが、そういったことで、なるべく社会的な障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備をしていきたいと思いますというのが、大きな目的となっております。

そういったことで、今こちらの資料9でありました、そちらにありますように差別を解消するための措置といたしまして、差別的取り扱いをしない、合理的配慮の不提供の禁止というところでございまして、これをしていくことで政府の基本方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定しますということにして、私ども公共団体も、これに取り組む要領などを今後策定していくことになろうかと思えます。

ざっとですが、以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

ちょっと私のほうで補足をさせていただくと、今、課長さんからも説明ありましたとおり、この障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法の枠組みについては資料9にあるところでありまして、また資料10で、この新しい法律の全文が載っております。

その上で、資料11で今の説明の後半にありました障害者にかかわる定義、まずその資料11の1ページの下のところ、この法律が制定されたいきさつ等につきまして、これはこの法律については、厚生労働省ではなく内閣府が所管をしておりますので、内閣府の政策統括官からの文書ということで、1ページの下にその法律制定の経緯が2ページにまたがって説明をされておまして、今、課長さんからもありましたその定義については、2ページの中ほどにその障害者の定義について、ここでの取り扱いについて示されているところであります。

また、社会的障壁という捉え方、またそれを除去するという事柄については、3ページの上から4行目ぐらいですかね、5番、社会的障壁の除去の実施についての事柄が数行、触れられております。その上で、6番で障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針ということで4項目ほど、次の7番で行政機関等における障害を理由とする差別の禁止、8番で事業者における障害を理由とする差別の禁止などなどが規定をされているということですので、法律の趣旨と、その規定ぶりについての解説のような、そういうことのようにありまして、より具体的な取り組みは今後ということかと思われませんが、それではこの関係につきまして何か御質問、あるいは御意見がありましたら、どうぞお出しいただきたいと思えます。

どうぞ。どなたからでも。

島田さん、何かございますか。

○島田委員 ここにも書いてあると思えますけれども、障害者の権利条約、これを批准するために、恐らく最後のハードルと申しますか、差別解消法が成立したことによって、より権利

条約の批准に近づいたと思います。これは障害の当事者、あるいは私たち障害者を持つ家族にとっては、本当に障害者の権利条約というのは、ぜひ日本でも批准してしかるべき条約だというふうに考えております。

この解消法については、その前に障害者総合支援法というのが、1つ前の障害者自立支援法にかわって新たな法律として成立したわけですが、そのときはこの法律をつくる前には、内閣府に総合福祉部会というのがあり、あるいはここで解消法をつくるときには差別禁止部会という、この部会というのは、こういう、ここの施策推進協議会のように、いろんな関係者、当事者が集まって、こういう法律をつくってほしいという提言を出す会ですが、その支援法的时候には、残念ながらその部会が提案した骨格提言が、全くとは言いませんが、ほとんど反映されていない法律ができて関係者をがっかりさせたんです。この解消法については、ぜひ当事者、関係者が何とか国会で成立させてほしいということで、前回、国会の会期末ぎりぎりになって、ようやく当事者たちの声が国会に通じて成立した法律だというふうに認識しておりますので、この解消法については、まだ3年先ぐらいまでいろんな検討がなされると思いますけれども、ぜひこれをいいものにしたいというふうに、私たち当事者、関係者は考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○村川会長 ありがとうございます。これまでの経緯、経過の中で踏まえるべき、特に障害のある方々の御自身、あるいはまた団体の方々からもいろいろな御意見や御要望があった中で、この国連の条約との対応関係も踏まえて、一步、二歩、前進してきた流れかなというふうにも受けとめられると思いますので、また今後さらに具体的な動きにもつながっていくと思われまので、この協議会の中でも、今後この平成28年4月ですかね、そういう今後の流れの中でも大いに注視といいますか、皆様方からもいろいろと御意見などもいただきながら深めていければと思っておりますが、よろしければ春田副会長さん、何かこの分野のことでどうぞ。

○春田副会長 今、島田会長がお話しされたように、権利条約の批准がまだですから、我々は障害者の差別禁止というのを要求してきたわけですが、それが解消というちょっと中途半端なネーミングの法案になったわけですが、この辺もこれからの課題だと思いますけれども、いろいろやっていくしかないだろうと。不十分ですが、障害者団体としては、これを1回進めないのとまったままで終わってしまうおそれもあるしということで、いろいろ障害者団体の中では議論はあったようですけれども、大方、ゴーサインということで通ったわけですから、頑張りたいと思います。

○村川会長 ありがとうございます。

団体の立場からすると、団体として御要望されたことに対する100%の法律であったかどうかという点は残るかと思いますが、むしろ実質的にこの差別の解消ということにしっかり取り組むことで、実情、差別禁止ということが実現されるようなことが望ましいわけで、そういった差別を解消していくために、資料の9の下のほうにも幾つか書かれておりますが、今後、差別を解消するための支援措置といったような事柄、仮に紛争があったとした場合の解決や相談なり、あるいはその問題解決に向かっての地域での連携、新しくまた協議会が位置づけられるわけでありますけれども、また区民の方々に対する啓発なども進めていかなければならないということも出てくるかと思いますが。

国、東京都それぞれの動きなども注目しながら、こういった流れを追求して追いかけていくということかと思いますが、何かございますでしょうか。

どうぞ、安藤委員さん。

○安藤委員 今おっしゃられた差別を解消するための支援措置ということで、啓発活動というところがあります。先日、新宿区内ではないですが、他区で知的障害の人が病院へ行ったところ、断られたという現状があったんです。それに当たって、やはり医療関係に対して、きょうも歯科医の方が委員としていらしていると思いますが、医師会の中で大病院だけではなく、もちろんそうなんです、小さな病院の先生、医師の方にも、やはり障害者に対する理解促進という形で啓発をお願いしたいなというのは思っております。

それで、特に婦人科の場合なんかも、やはりなかなかちょっと難しい点がありまして、そのあたりもあわせてきょうも産婦人科の方がいらしていますが、そういうあたりも何か啓発というんですかね、なかなか知的障害は、1回ちょっとそういう嫌なイメージを持つと、なかなか先に進まないという実態がありますので、なかなかちょっとそこの心をほぐすというのが難しい。だから、そのあたりを医師の方々もちょっと理解をしていただきたいというふうに願っておりますけれども。

一応、お願いということで。

○村川会長 はい、お願い、御要望ということで受けとめていただければと思いますが、本日、この会合にも地元の医師会、歯科医師会からも委員の先生方においでいただいております。

それでは、小見さん、どうぞ。

○小見委員 今の安藤委員のお話に、私の所管しています新宿歯科医師会の中で、今どういう動きになっているかということをお伝えいたします。

今まさにちょうど、うちの歯科医師会と四谷牛込歯科医師会では、要するに歯科医師と、今、最初に大きい病院でなくて小さな病院っておっしゃったんですけども、その中でもいろいろ差があるんですね。というのは、マインドに差があるということじゃなくて、事情に差があるということです。

要するに、例えば住宅地の中に根をおろしている先生方にとっては、いろんなそういう障害の方々が例えばおいでになっても、物理的な問題さえ解決すれば、というのは面積だとか設備だとかというものが解決すれば対応可能かもしれませんが、例えばオフィス街の診療室、ただここで問題なのは、オフィス街の診療室はみんな結構、駅の近くにあるんです。ですから当然、駅の近くにある診療室には、逆に言うと車椅子でちょっと交通機関を使って行かれる方、障害の方々にとっては便利かもしれないし、だけれども逆に言うとオフィス街の診療室というのは、例えば近隣のオフィスにお勤めの方々だとか、それから例えば東京でいいますと、歯医者でもいろんな、一般、矯正とか外科とか小児歯科ということのくくりではなくても、その立地条件において、いろんなスタイルの歯医者があるということです。ですから、例えば時間をちょっとでも有効にしなきゃいけないサラリーマンの方、お勤めの方、対象の方々と、それからやっぱり逆にオフィスであれば面積に限りがある、家賃が高い、そういうことでスタッフの関係だとかあって、スピードが求められ、対応できないところとか、そういうことがあるということは、歯科医師会の中でも全員が大体共有して認識がもうできています。

そこで、今、新宿区歯科医師会、四谷牛込歯科医師会では、まさにきょうアンケートが届いたんですけども、前回にいろんなこと、要するに老人の介護問題に対して関心のある先生方、関心があって可能な先生方、それから車椅子でも、例えば車椅子の対応できるスロープがあっても、来たら本当にやってくれるかと、そこにはちゃんと受けるよというためのアンケートを今、きょう会員に送付、それ届いていると思うんですけども、そういうアンケートを今まさに行って、そこで大体、新宿も区歯科医師会と、それから四谷牛込歯科医師会、新宿区内には2つの歯科医師会があるんですが、ほぼ共通のマインドで行動しています。きょうは、今回、私が新宿のほうから出ていますが、同じことを伝えられるんですけども、今まではただ単に、こういうことができます、こういうことができますというふうに、羅列で案内というか、新宿区内の歯科医師会に入っている先生方の特徴とかを簡単に書いてあるような電話帳みたいなのがあったんですけども、今度は、恐らく来年配布するものに関しては、絶対にできる先生しか載っけないんです。ですから、例えばこれとこれはうちではで

きるけれども、これはできないというのを、今後は明確にしていけますので、ですので利用される方々は、それがいろんな各施設とか、もちろん区とかにもお配りしますので、それを見て、今後はここなら行けるんだ、ここなら行きたいと思ったけれども、ここはやっていないんだとかというのをだんだん、はっきりわかるように、生半可で答えないでくれということを、今回は全会員に申し伝えてアンケートをとることになっておりますので、もうしばらく、そのことに関しては一、二年でできてくると思います。

ただ、それでも、例えばそちら様とか障害者の関係の方々にとっては、まだこういう施設が足りないということであれば、一番手っ取り早いのは、きょうも福内先生が、健康部の先生が来ていらっしゃるけれども、今、健康部と新宿区歯科医師会、四谷牛込歯科医師会、本当に一生懸命お互い意見交換しながら進めていますので、行政のほうにもっとこういうところがあったらいいとかいうことを言うていただくと、どんどんそちらのほうからも我々のほうにアピールがきます。ですので、我々は今まで以上に、今度そういう資料を、この診療室だったらこれができる、ここだったらこれができないということをはっきり峻別できている、電話帳じゃなくてタウンページみたいな、歯科のかかりつけ医の推進何とかというあれなんですけれども、そういうものを作成しますので、それはきょうから動いています。もう少しお待ちください。

○村川会長 ありがとうございます。

安藤さん、何かありますか。

○安藤委員 ありがとうございます。何かとても心強い御意見いただいて、本当にありがとうございます。本当に歯科だけでなく、耳鼻科もそうですし、あと先ほど申しました産婦人科ですよね、婦人科、そういう情報がたやすく、やっぱりこちらのほうに入ってくるシステムというんですかね、そういう形をとっていただけると、各障害の団体の持つ人も、皆さん、そう思っているんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。

歯科医師会で非常に具体的に、前向きに取り組んでいただいているということが、よくわかったかと思います。

それでは、どうぞ力武さん。

○力武委員 新宿医師会でも、今、耐震の工事で医師会館が使いなくなっていますので、区の施設で、ちょっと不自由な生活をしていますけれども、健康センターがある時代には、皆さ

ん、その要望には応えておりました。そして、新宿医師会の中にも各医会がございまして、婦人科医会であるとか、整形外科、泌尿器科、内科、各医会が別個にございますので、御連絡いただければ、いかようにも対応できると思いますので、医師会館が新しくできれば、また対応できると思います。

○**村川会長** ありがとうございます。医師会のほうでも、診療各科目等に応じて御対応、検討いただけるということでもあります。

お名前が出ておりましたので、福内委員さん、何かございましたらどうぞ。

○**福内委員** かかりつけ医、かかりつけ歯科医ということで、障害をお持ちの方たちも利用できる場所を、やはりふやしていくということも重要ですし、やはりどこがそういう方を受け入れていただいて、利便よく、また不愉快な思いをしないというようなことも必要かと思っておりますので、このあたりについては健康部のほうで、歯科医師会や医師会と協力しながら進めていきたいというふうに思っております。

○**村川会長** ありがとうございます。

ほかに何か。

金子さん、どうぞ。

○**金子（禎）委員** 障害の差別ということで、これは私自身が感じているんですが、差別の問題では、一番身近にいるということを私は感じています。というのは、冠婚葬祭ということで、例えば私が目が見えないからというので、はじき出されているのが現状です。というのは、兄が亡くなって、それで兄のもとに私が行ったとき、つえついで行ったらはじき出されました。こういうのが現状ですので、いろいろの差別問題であるでしょうけれども、他人様並びにあんまり利害関係がない場合は、物すごく親切です。ですけれど、やっぱり利害関係が生じる場合だと、非常にそれが顕著に出ております。

それで、私も含めてですけれども、私の周りにおいて、やはり親が亡くなりまして、それでその親が兄弟の実力がある人に、この後も目が見えない人を見てくれよというふうに託していったんでしょう。だけど、肝心かなめのその兄弟も亡くなったとなると、途端にひっくり返って、結局はその娘さんは追い出された状態で、路頭に迷って私のところへ来まして、それで私が自分の我が子のように思いまして、引き取ろうと思うぐらいの気持ちになったこともありました。今はその方は、路頭に……。私は、区のほうにも、さんざん民生委員を出してくれ、出してくれと叫んだんだけど、やはり区としては、当然、身内がいるから手が出ないというような判断だったということで、それで今はその方は埼玉のほうに転がって

いっている状態です。

そんなようなのが現状ですので、この障害者の差別というのは身近にいるということも、これ私だけかな、ほかの人も多分そういうふうを感じているんじゃないのかなと思っております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。

この差別解消をめぐる、身近なところで起きてしまっている出来事、あるいは人間関係、場合によっては御家族その他、あるいは近隣の関係など、いろいろな場合もあろうかと思えます。今後に向けては、あってはならない差別を解消する方向でどのように取り組んでいくのか、まだ細かい手続等、はっきりしていない面はありますが、やはり紛争めいたこともあるわけでございますからして、そうしたことをきちんと正しく解決できるような枠組みづくりということも大事でありますし、また区民の方々において、この差別的なことにつながらないように御理解をいただくことも大事なことでありますし、場合によってはむしろ幼い子どもの時期から、こうした問題に対する理解、配慮などもあってよいのかなという気もいたしておりますが、片岡先生、いかがでしょうか。この新しい法律、制定を受けて。

○片岡副会長 現実の問題というのは、今、金子さんおっしゃいましたように、あちこちで多分いろんなことが、特に障害者の方、あるいは親御さんとかも感じていらっしゃるものが本当に多いんだと思います。私も障害を持った子どもさんたちの施設長なんかをやっているときにも、いろんなことを感じておりましたんですが、今回とにかく第一歩と、批准をするためとは言いながら、国内法がだんだんに整備されてくるというのに、やっぱり期待はしたいと思うんですね。やっぱりそこに命を入れていくといいでしょうか、実効性があるものにしていくのは、やっぱり当事者の皆さんを含めた区民の力だと思うので、ぜひこの法律も、解消というのは随分うまいこと考えたなというふうに思ってしまうのですけれども、ともかく有効性のあるものにしていきたいと思えます。

この間の成年後見のときの選挙権の回復ですか、あのことも大分前からいろいろ課題にはなっていたけれども、結局、当事者の方が声を上げるという形で解消されていったということもありますし、やっぱり一番切実なところが力があるということがありますので、それを行政なり、こういうようなところなりが支援を、応援をしていくということが大事だというふうに今は思っております。

以上です。



○村川会長 ありがとうございます。

今、片岡先生のお話にもありましたとおり、やはり何よりも当事者の方から声を上げていただく、それを正しく受けとめるといいますか、あるいはまた障害のある方々が、どうもこれはおかしいぞというようなことがあれば声を上げていただき、時に行政が、あるいはまた民間の中でも解決能力を持つような努力ということを重ねていくことが大事かなということでございます。何分、制定されて間もないわけではありますが、今後、手続と段階を踏んで、あるべき姿に近づけていく関係者の努力が求められていることかと思えます。

時間が押しておりますが、何かございますか。

どうぞ、加藤さん。

○加藤委員 さっきからいろいろ言って済みません。

実は、さっきもお子さんのうちからというお話が会長さんから出たもので、ちょっと言わせていただくんですけども、私は学校メンタルヘルスリテラシー教育というものを、今参加して進めておりまして、特に精神分野では非常に差別が激しいところでございます。さっきのお医者様のことも、精神病があると、身体に非常に重篤なことが起きていても断られるといったことが日常茶飯に聞かれておりますので、ちょっとそういう医学の面ではそうなんですけども、教育の面では、少し、この前、夏休みに、本当にありがたいことに教育委員会のほうで、教員の研修会で、学校メンタルヘルスが、いかに必要かというお話をさせていただく機会を得ました。

ただ、幾つかの、例えば清瀬市などでは全公立、あれは全市立中学ですか——でメンタルヘルスリテラシー教育をこちらで提供して、無償提供ですので、中学生に教育をしております。そういったところのアンケートをとりますと、その偏見というものが明らかに減っているんですね。新宿区も、できれば東京都内では先進的に心がけて、学校教育との連携をとっていただければ、私はとてもうれしいと思っております、また教育委員会のほうは本当にありがたかったんですけども、今後も福祉の枠だけではどうしても子どもを育てるところでは、やはりそういった教育が必要となってくると思いますので、ぜひ心にとめていただければうれしいと思っております。

○村川会長 どうもありがとうございます。

メンタルヘルスリテラシーという新しいテーマ、これから取り組んでいく方向についてお話をいただきました。恐らくこれは今後の計画づくりなり、具体的な対応をどう確保するかということにもつながって議論を深めていただければというふうに思います。

もしよければ、直接そのことでなくても結構ですが、小池委員さんも御出席ですので、学校としてこういった障害者、障害児に対する差別解消等、何かお考えございましたらお願いします。

○小池委員 今あってはならない差別の解消ということで議論をされてございます。教育委員会といたしましても、研修等の充実を図って、今お話ございましたけれども、やっているところでございます。とりわけ特別支援教育という分野では、今年度から新たに係を設けまして、その辺、ほかの部課との連携を密にしながら進めていこうということで進めてございますので、教育委員会としても重点課題の一つとして取り組んでまいりたいというふうに思います。

○村川会長 ありがとうございます。教育委員会において、重点事項ということで姿勢を示していただきました。

それでは、このテーマにつきましては、今後さらに深めていく機会も多いと思いますので、恐縮ですが、このあたりで一区切りとさせていただきたいというふうに思います。今後こういった新しい枠組み、東京都や国の動きも出てこようかと思っておりますので、またその都度、事務局からも紹介をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、最後の段階となりますが、事務局のほうから何か連絡事項等、ございましたらお願いします。

○障害者福祉課長 本日は、本当に貴重な御意見ありがとうございました。

次回以降の推進協議会の開催日程でございます。

まず、推進協議会の専門部会を9月上旬に、先ほどの予定表のように進めさせていただきたいと思いますが、調査会社との事務手続などを事務局で済ませた後、11月初旬にもう一度、専門部会を開き、11月中旬に全体会という予定であります。

予定の日時でございますが、専門部会の第1回目を9月9日、月曜日、3時からということでお願いできますでしょうか。3時から5時です。会場は、またお知らせいたします。

第2回の専門部会は、先ほど言いましたように、これが11月1日、金曜日、3時から5時。

そして、第2回の推進協議会、この全体会でございますが、11月11日、2時から4時ということで開催させていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

一応予定でございますが、ピンポイントというか、なかなか皆さん、時間とりづらいかと

と思いますが、この予定でできますれば進めさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○村川会長 それでは、もう一度、復唱させていただきますが、29人の全員の委員の方々に御出席をお願いするこの全体の協議会としては、11月11日の午後に予定させていただくという提案であります。詳しくは、また時間、場所、御案内あるかと思いますが、11月11日は、これは曜日、月曜日ですかね——の午後ということをお願いいたします。

それから、専門部会のほうであります。先ほど9人の委員をお願いするということとなったわけですが、その第1回目が9月9日、月曜日の15時から。2回目が、少し時間を置いて11月1日、金曜日のやはり15時からということでございます。

御多忙かと思いますが、よろしく願いいたします。

ほかに各委員から何か、特に発言したいとかいうことございますでしょうか。

きょうは新しい年度の第1回といたしましては、委嘱式以降、予定されました議題、一通り御審議をいただきました。今後は具体的な計画づくりに向けて、当面、生活実態調査をどのように組み立て、実施をしていくのかということでございますので、専門部会の委員となられた方々には、当面お忙しいとは思いますが、よろしく願いいたします。また、全体の協議会でも深めてまいりたいと思います。

また、障害者の差別解消ということに向けまして、地元の歯科医師会さんを初め、具体的な取り組みも進もうとしておりますので、よろしく願いを申し上げる次第でございます。

もしよろしければ、最後に小柳部長さん、何か一言いただけますか。

○小柳委員 本日は、皆様、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今回、第3期、この次に第4期ということで、第3期の計画を総括した上で、また今回計画しております世論調査、アンケート調査、こういった形をとりながら新しい計画を、より身近な、また本当に新宿区として独創的な計画をつくっていきたいと思っておりますので、ぜひ皆様方の貴重な御意見をいただきたいと思っております。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

○村川会長 どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、第8期第1回目の新宿区障害者施策推進協議会を閉会とさせていただきます。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 4時53分閉会